

インボイス最低限これだけは

いよいよ10月1日よりインボイス制度が開始します。残り一か月間で最低これだけは、という事項に厳選してチェックリストを作成しました。準備は万端でしょうか。

I 自社が発行するインボイス

☐	自社の登録番号を確認した	国税庁の「適格請求書発行事業者公表サイト」で確認
☐	自社の登録番号を得意先に通知した	書面やメールにて通知
☐	自社の請求書等がインボイスの6要件を満たしていることを確認した	①会社名および 登録番号 ②取引年月日 ③取引内容 ④税率ごとに区分して合計した対価の額および 適用税率 ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等 ⑥書類の交付を受ける事業主の氏名または名称
☐	自社の請求書等がインボイスの端数処理の要件を満たしていることを確認した	一のインボイスにつき 税率ごとに1回の端数処理 都度発行の納品書は要注意
☐	交付する請求書等がない場合の取引(賃貸借取引等)について取引先に自社の登録番号等を通知した	賃貸借契約書に 登録番号、税率、消費税額 の記載がない場合は書面やメールで上記の通知をする必要があります
☐	社内の誰が問い合わせを受けたとしても自社の登録番号が分かるよう準備をした	社用掲示板等で開示しておき経理部門に問い合わせが集中しないような配慮を

II 取引先から交付を受けるインボイス ※継続して簡易課税の適用を受ける事業者は不要

☐	全ての取引先についてインボイスの登録が済んでいるか確認をした	書面やメールにて確認依頼
☐	全ての取引先についてインボイス事業者一覧または免税事業者一覧を作成し、会計事務所と共有した	取引先がインボイス事業者であるかどうかはご自社で把握していただく必要があります
☐	交付を受ける請求書等がない場合の取引(賃貸借取引等)について取引先に登録番号等の確認をした(住宅の貸付は不要)	賃貸借契約書に 登録番号、税率、消費税額 の記載がない場合は書面やメールで上記の通知を受け、契約書等とともに保存する必要があります
☐	会計ソフト、販売管理ソフト等がインボイスに対応していることを確認した	インボイスに対応していない会計ソフトではインボイス開始後の申告書を作成できません
☐	会計ソフト、販売管理ソフト等においてインボイスの設定を行った	課税事業者、免税事業者の登録

III 免税事業者との対応 ※継続して簡易課税の適用を受ける事業者は不要

☐	新規取引先が免税事業者かどうかをチェックするルールを導入した	上記のインボイス事業者一覧、免税事業者一覧を都度改訂し会計事務所と共有する必要があります
☐	免税事業者との対応方針を決めた	値下交渉等の交渉担当者は誰か